

成績評定考査基準

1 考査項目および細別

考査項目および細別は次のとおりとする。

なお、営繕工事関係業務においては、別添「営繕工事関係業務における運用について」のとおりとする。

1) 測量業務、地質調査業務、単純調査業務、調査・計画業務、設計業務、用地調査業務および算定業務

項目		細別
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制および執行計画
	実施状況の評価	執行管理
		品質管理
		業務特性
		創意工夫
	説明調整能力の評価	説明調整能力
取組姿勢		責任感、積極性、倫理観
結果評価		成果物の品質

2) 用地補償総合技術業務

項目	細別
専門技術力	目的と内容の理解
	的確な履行
	業務目的の達成度
管理技術力	業務実施体制の的確性
	打合せの理解度
	指揮系統の迅速性、確実性
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観

2 採点表考査基準

評定者は、当該業務の履行状況に応じ、各評価項目の評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない）

3 事故等による減点等

1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し、指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、別表 1 を参考に－１５点

まで減点することができる。

別表－１ 受託者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区 分	口頭警告・注意	文書警告・注意	指名停止１ヶ月まで	指名停止が１ヶ月を超える
考查点	－３点	－５点	－１０点	－１５点

※適用の詳細については、秋田市指名停止措置要綱を参照のこと。

【適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・一括再委託を行った。
- ・打ち合わせ協議又は検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検等された。
- ・当該業務において安全管理が不十分であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
- ・その他、仕様書および契約書等の規定に違反する行為を行った。

２）契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する契約不適合があり、契約書の契約不適合責任条項等に記された手続きに従い、成果物の修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の評定点に対して、別表－２を参考として－２０点まで減点することができる。

ただし、ここでいう成果物の修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

また、秋田市建設工事関連業務委託等成績評定要領（以下「評定要領」という。）第８条に定める評定の結果の通知後に当該事象が発生した場合は、評定要領第１０条による評定の修正を行うものとする。

別表－２ 契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により契約不適合による修補、履行の追完又は損害賠償の実施
考查点	－１０点	－２０点

３）その他の減点について

現要領においては、減点項目を定めていない。様式第１号「秋田市業務委託等成績評定表」の「④その他」は今後、減点する項目が新たに追加された

場合に入力する。

4 「単純調査業務」について

広範かつ高度な専門的知識が要求される業務や高度な技術と豊かな経験が要求される業務といった比較的難易度の高い調査業務に対応するものについては、「調査・計画業務」採点表を使用するものとする。

しかし、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等については、これを「単純調査業務」と定義し、「単純調査業務」採点表を用いて評定するものとする。なお、「単純調査業務」の対象業務については、以下に示す例を参考とすること。

各部門共通	単純データ収集整理業務 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務 文献収集業務
河川、砂防及び海岸	水理・水門観測業務 データ加工業務（降雨解析等） 不等流計算等の計算業務（システム開発を除く） 補償数量の算出 工事記録等資料の分類・整理 工事図面集、写真集等の作成
道路	一般的な現地踏査 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
トンネル	クラック等変状の計測調査
施工計画及び施工設備 情報	施工関連資料の収集整理 定期的なデータメンテナンス 資料収集的な業務 単純なデータ作成の業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法 がJIS等で規定されている測定業務
その他	道路・河川調査設計業務 橋梁点検業務 土砂災害防止法に基づく基礎調査業務

港湾施設点検業務委託

盛土規制法に基づく基礎調査業務

都市計画法に基づく基礎調査業務

5 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

対象業務が、「測量業務」「地質調査業務」「単純調査業務」「調査・計画業務」「設計業務（概略・予備設計）」「設計業務（詳細設計）」のうち複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。

6 採点表の選定について

対象業務が複数にまたがる場合の取り扱いや、単純調査業務の選定は、調査員および主任調査員が行い、決定する。

7 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

考査項目			業務評定	測量業務、地質調査業務、単純調査業務、調査・計画業務、設計業務、用地調査業務および算定業務		
				技術者評定		
				管理 技術者	担当 技術者	照査 技術者
プロセス評価	実施能力 の評価	実施体制および 執行計画	20	20	5	
	実施状況の 評価	執行管理	5	5	5	
		品質管理	20	20	30	50
		業務特性	10	10	12.5	
		創意工夫	4	4	4	
	説明調整能力 の評価	説明調整能力	6	6	6	
	取組姿勢	責任感、積極 性、倫理観	5	5	7.5	
結果評価		成果物の品質	30	30	30	50
合 計			100	100	100	100

評価項目		用地補償総合技術業務		
		業務評価	技術者評価	
			管理技術者	担当技術者
専門技術力	目的と内容の理解	6	6	6
	的確な履行	36	36	36
	業務目的の達成度	18	18	18
管理技術力	業務実施体制の的確性	12	12	
	打合せの理解度	6	6	
	指揮系統の迅速性、確実性	14	14	
取組姿勢	責任感、積極性、倫理観	8	8	8
合 計		100	100	68

8 業務評価項目について

考査項目		細別	測量業務、地質調査業務、単純調査業務				調査・計画業務				設計業務			
			調査職員	総括者	検査員	評定点／配点(基礎点)	調査職員	総括者	検査員	評定点／配点(基礎点)	調査職員	総括者	検査員	評定点／配点(基礎点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制および執行計画	○	○	○	／ 20(12.0)	○	○	○	／ 20(12.0)	○	○	○	／ 20(12.0)
	実施状況の評価	執行管理	○			／ 5(3.0)	○			／ 5(3.0)	○			／ 5(3.0)
		品質管理	○		○	／ 20(12.0)	○		○	／ 20(12.0)	○		○	／ 20(12.0)
		業務特性		○		／ 10(6.0)		○		／ 10(6.0)		○		／ 10(6.0)
		創意工夫	○			／ 4(2.4)	○			／ 4(2.4)	○			／ 4(2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			／ 6(3.6)	○			／ 6(3.6)	○			／ 6(3.6)
	取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		○		／ 5(3.0)		○		／ 5(3.0)		○		／ 5(3.0)
結果評価		成果物の品質	○		○	／ 30(18.0)	○		○	／ 30(18.0)	○		○	／ 30(18.0)
評定者別評価点 ①			○	○	○	／ 40	○	○	○	／ 40	○	○	○	／ 40
評定者別基礎点 ②			○	○	○	／ 60	○	○	○	／ 60	○	○	○	／ 60
評定者別評定点 (③＝①＋②)			④	⑤	⑥	／ 100	④	⑤	⑥	／ 100	④	⑤	⑥	／ 100
業務評定点計			⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦	⑦
⑧事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）						⑧				⑧				⑧
⑨成果物に受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、成果物の修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）						⑨				⑨				⑨
⑩その他減点						⑩				⑩				⑩
総合評定点 ⑪＝⑦＋⑧＋⑨＋⑩						⑪				⑪				⑪

■ は評定対象外

○ は評定対象

※1 「担当技術者」はそれぞれ8人までとする。

※2 各評価項目は、少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとする。

※3 「⑦」「⑩」は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。

審査項目		細別	用地調査および算定業務			
			調査職員	総括者	検査員	評定点／配点(基礎点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制および執行計画	○	○	○	／ 20(12.0)
	実施状況の評価	執行管理	○			／ 5(3.0)
		品質管理	○		○	／ 20(12.0)
		業務特性		○		／ 10(6.0)
		創意工夫	○			／ 4(2.4)
	説明調整能力の評価	説明調整能力	○			／ 6(3.6)
	取組姿勢	責任感、積極性、倫理観		○		／ 5(3.0)
結果評価		成果物の品質	○		○	／ 30(18.0)
評定者別評価点 ①			○	○	○	／ 40
評定者別基礎点 ②			○	○	○	／ 60
評定者別評定点 (③＝①＋②)			④	⑤	⑥	／ 100
業務評定点計 ⑦＝ (④× 0.4 ＋⑤× 0.2 ＋⑥× 0.4)			⑦	⑦	⑦	⑦
⑧事故等による減点（業務遂行段階を対象とする）						⑧
⑨成果物に受注者の責任に起因する契約不適合が存在し、契約図書に記された手続きに従い、成果物の修補、履行の追完又は損害賠償が実施された場合の減点（軽微なミスの修正を除く）						⑨
⑩その他減点						⑩
総合評定点 ⑪＝⑦＋⑧＋⑨＋⑩						⑪

■ は評定対象外

○ は評定対象

※1 「担当技術者」はそれぞれ8人までとする。

※2 各評価項目は、少数第二位を四捨五入し、少数第一位までとする。

※3 「⑦」「⑪」は、少数第一位を四捨五入し、整数とする。

評価項目			評価の視点	用地補償総合技術業務				
				調査職員	総括者	検査員	評定点	
プロセス評価	専門技術力	目的と内容の理解		業務趣旨の理解	①			④=Σ①+②× (1/2)+③× (1/2)
		的確な履行	法令・技術基準の知識	①				
			業務内容についての判断	①				
			関係者とのコミュニケーション	①				
		業務目的の達成度	必要事項の記載	①				
			的確な取りまとめ	②		③		
		小 計			○		○	④
	管理技術力	業務実施体制の的確性	業務実施体制の的確性	⑤			⑥	⑩=⑤×(1/2) +⑥×(1/2)+
		打合せの理解度	打合せの理解度	⑦				⑦+⑧×(1/2)
		指揮系統の迅速性、確実性	指揮系統の迅速性、確実性	⑧	⑨			+⑨×(1/2)
		小 計			○	○	○	⑩
	取組姿勢	責任感、積極性、 発注者側の視点	責任感、積極性、 発注者側の視点	⑪	⑫			⑬=⑪×(1/2) +⑫×(1/2)
		小 計			○	○	○	⑬
	計					○	○	○
業務執行に係る過失に伴う減点	業務執行の過失					○		
	中立性、公平性に係る損失					○		
	守秘性に係る過失					○		
	小 計					⑮		⑮
合 計								⑯=⑭+⑮
事故および不適切な事項等による減点								⑰
総合評定点の算定				総合評定点(⑯+⑰)				⑱

■ は評価対象外

○ は評価対象

高度な技術レベルが求められる場合等について

採点表の評価対象項目で、“高度な技術レベル”“難易度の高い業務”の項目があるが、これに関しては「知識」の高い業務又は「構想力・応用力」の高い業務を指す。

以下、標準的な業務内容に基づいた例を示す。

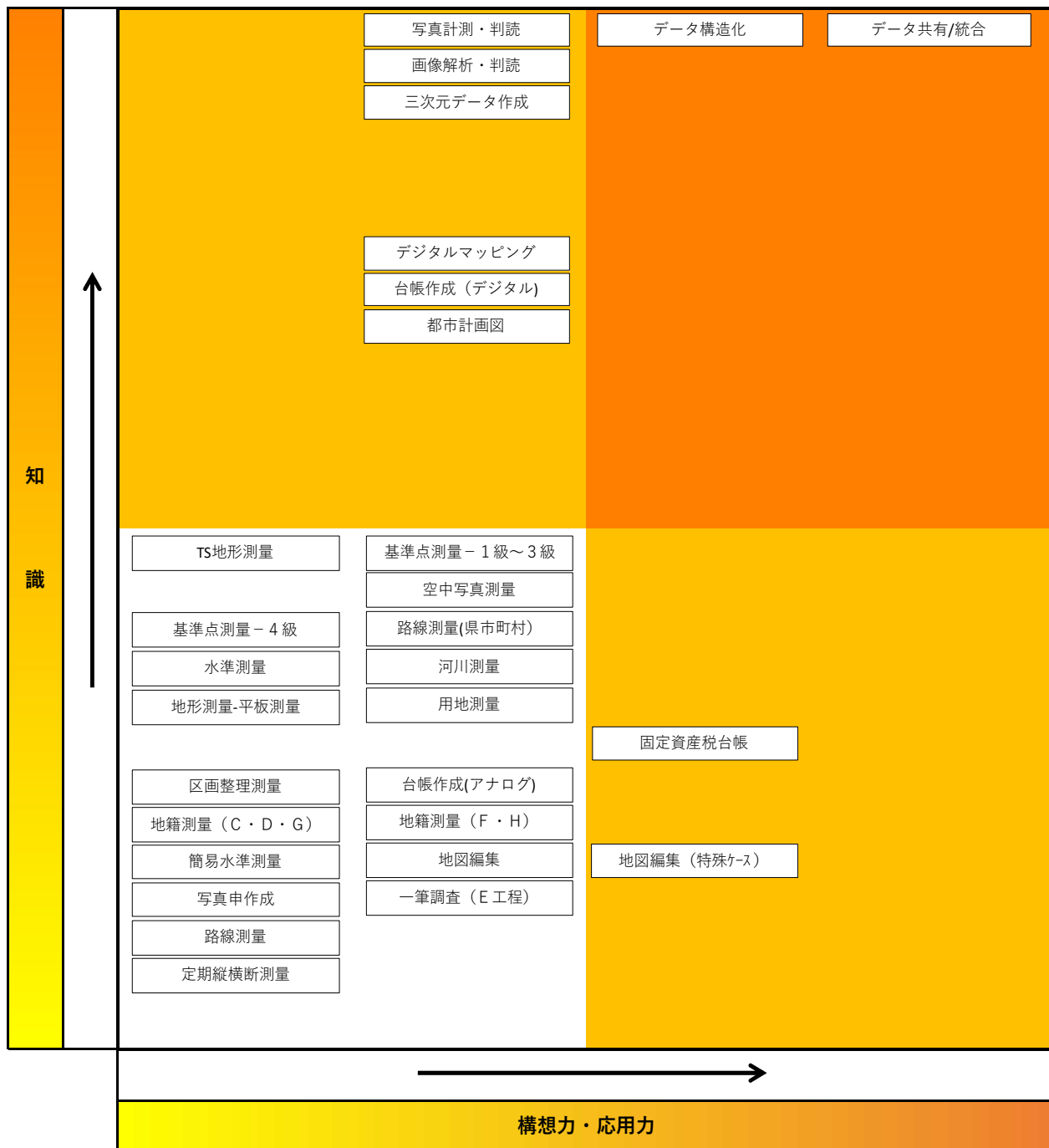


図 測量業務の例

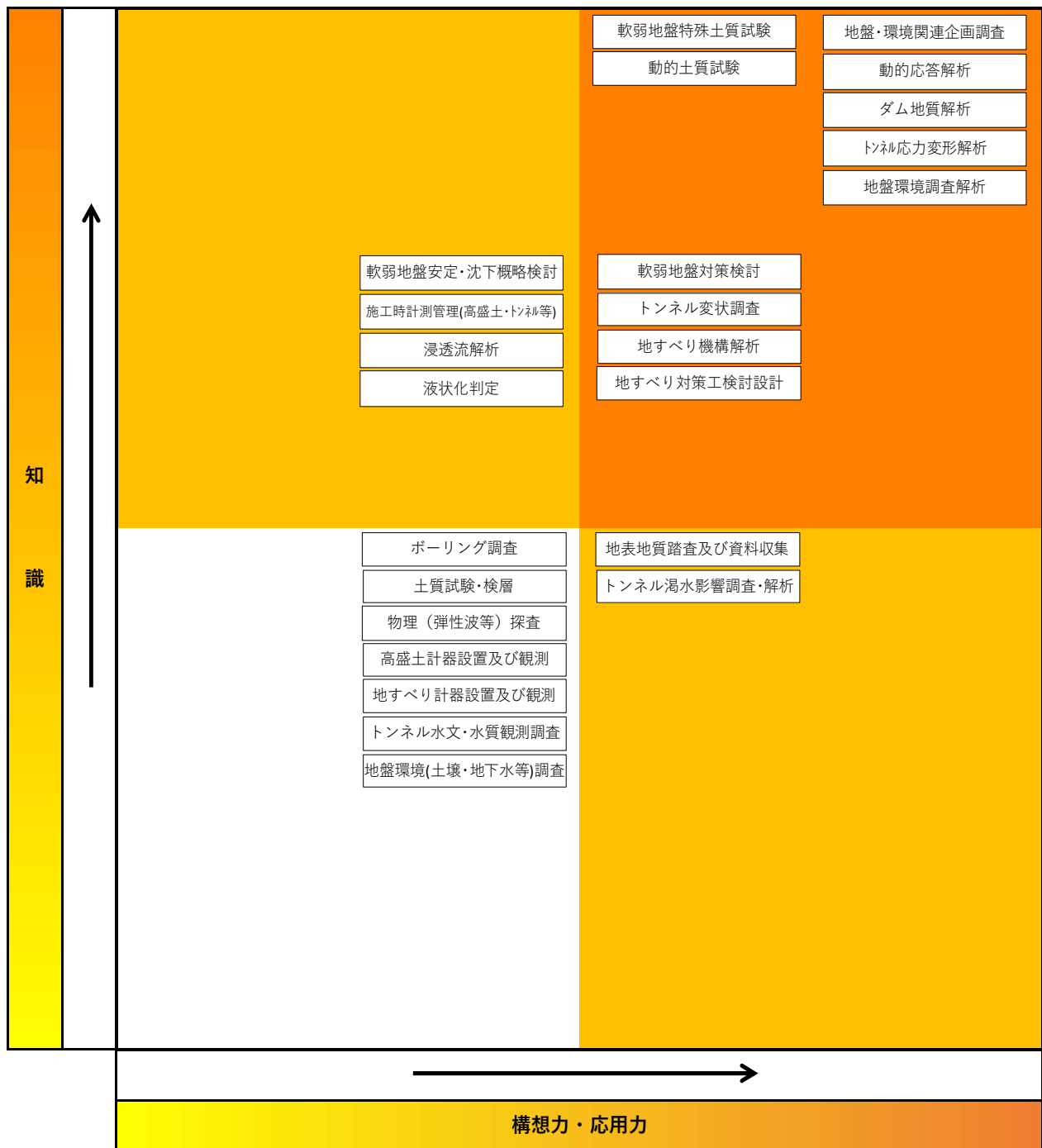


図 地質調査業務の例

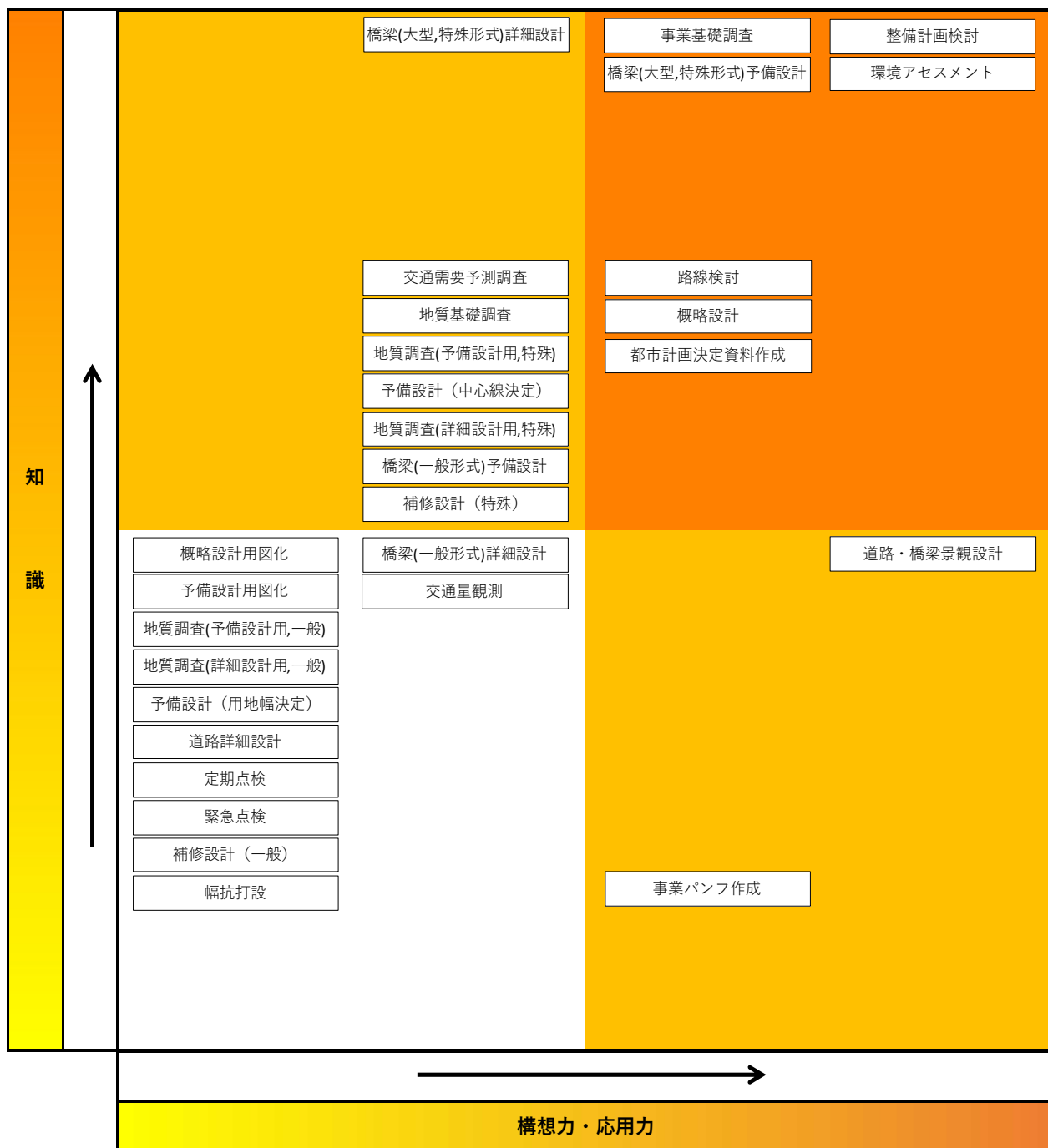


図 道路事業に係わる調査・計画・設計業務の例

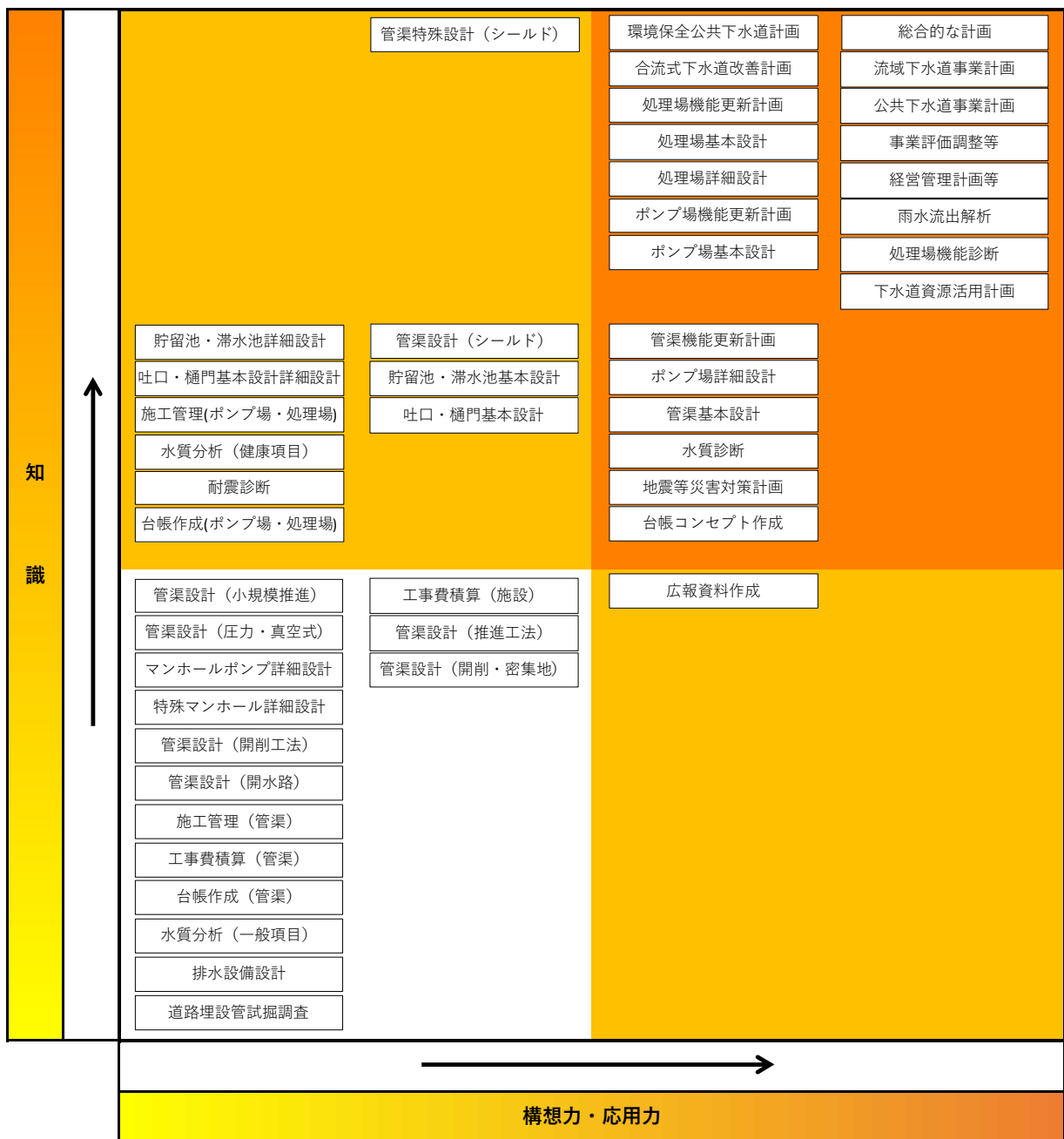


図 下水道事業に係わる調査・計画・設計業務の例

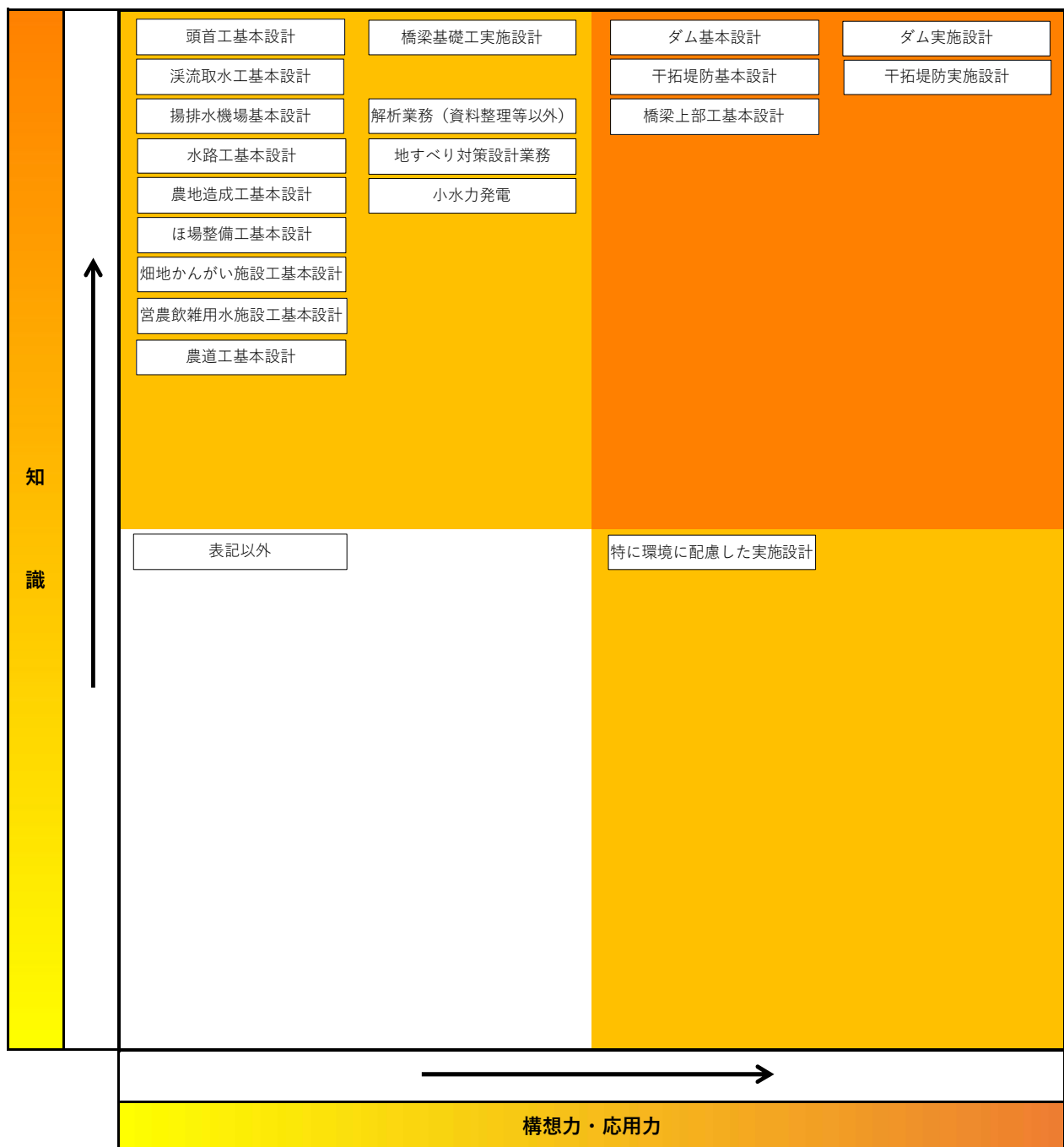


図 農業農村整備事業の例

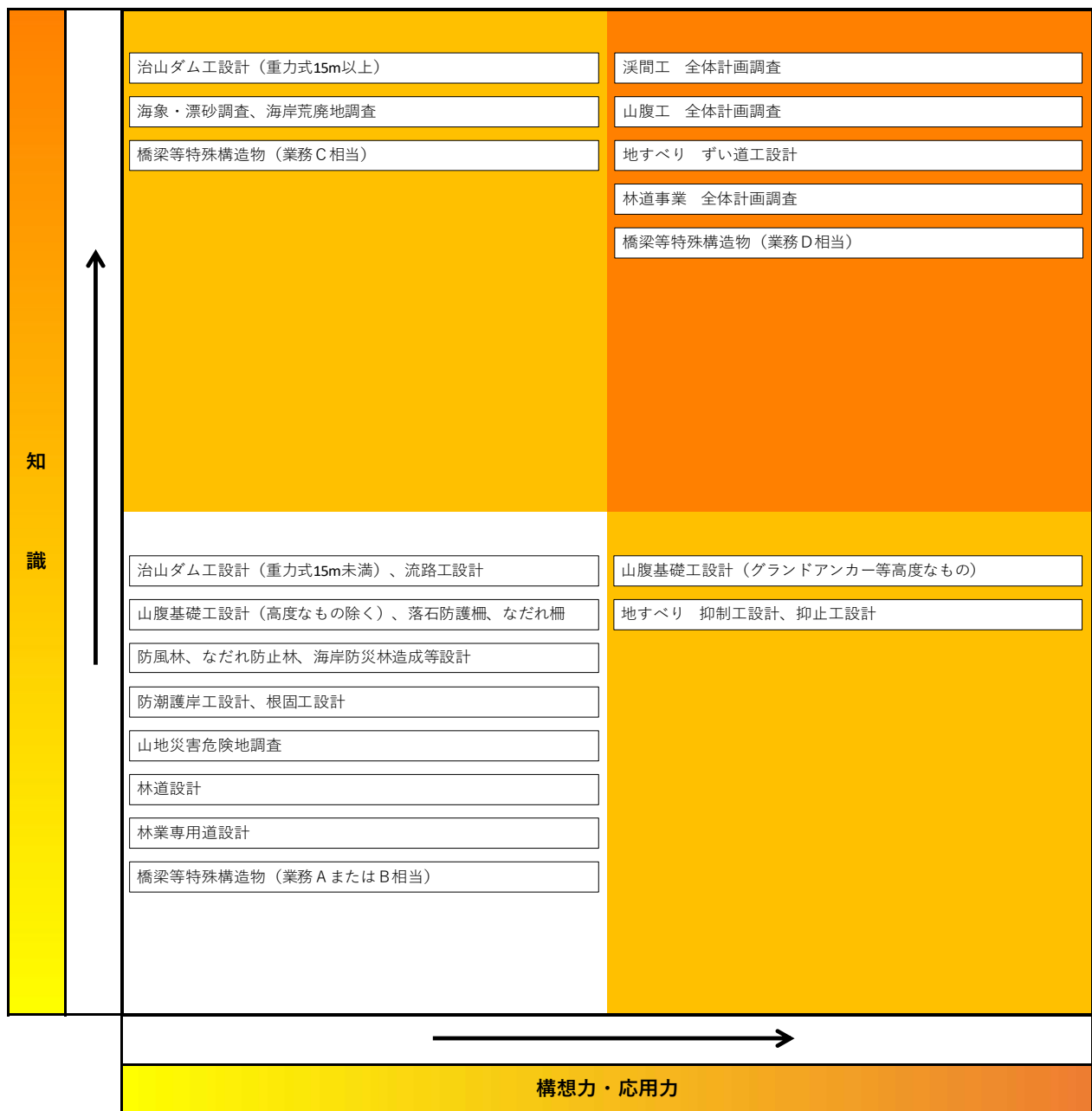


図 森林整備保全事業の例

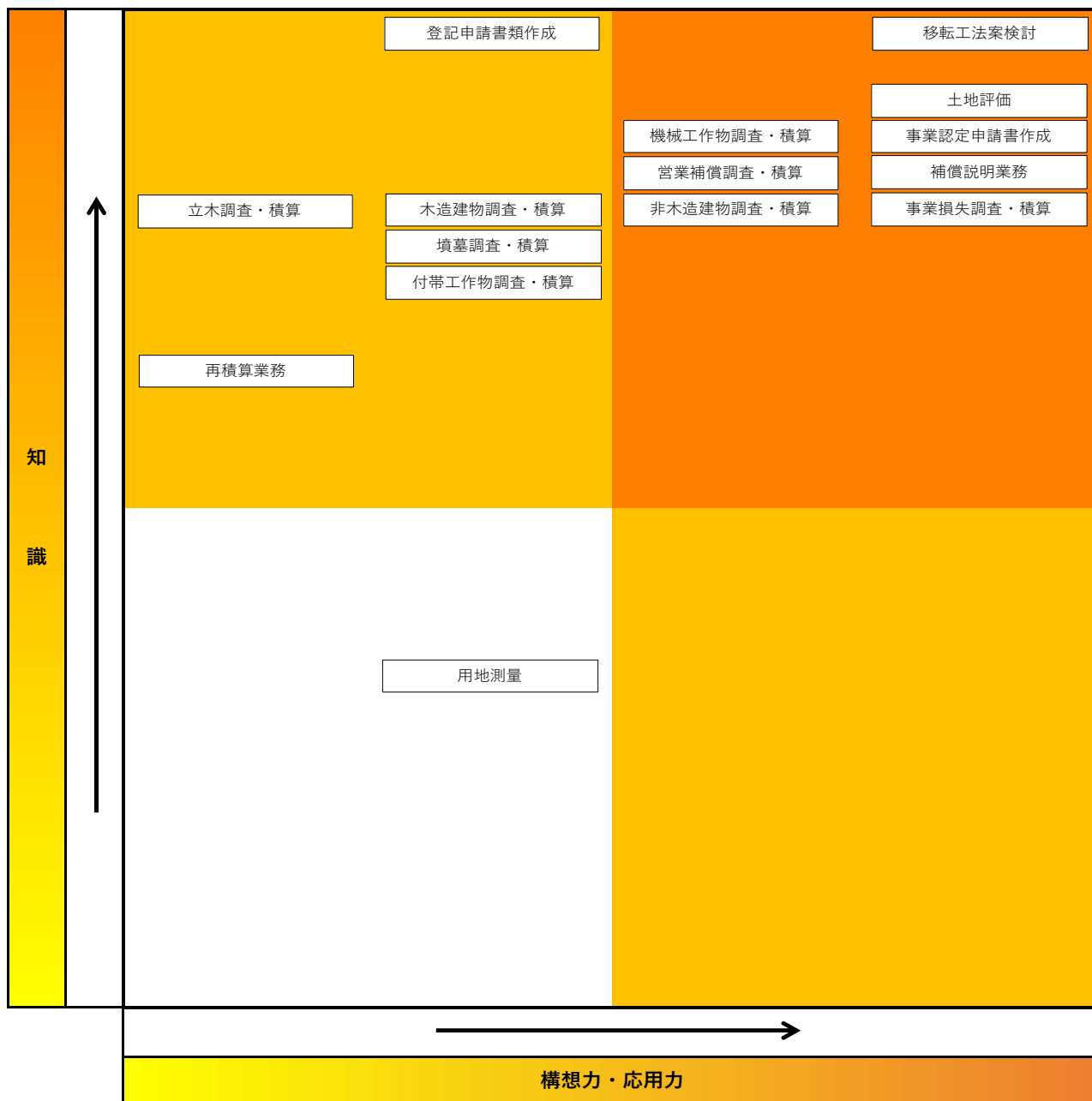


図 用地調査業務及び算定業務の例

営繕工事関係業務における運用について

1 評価項目

評価項目は、全ての業務に共通して必要となる基礎的な内容に関する評価項目（以下「基礎項目」という。）および、創意工夫に関する評価項目（以下「創意工夫項目」という。）とし、評価項目の配点は表－１のとおりとする。なお、各機関において独自の評価項目の追加が可能であるが、追加項目に係る加点（減点）（以下「オプション点」という。）は、表－１に掲げる評価項目に係る加点（減点）とは別に取り扱うこととする。

表－１ 評価項目

項目	評価分類	評価項目	評価の視点	配点	
				調査員	検査員
基礎項目	業務の実施能力	業務実施体制	実施体制	1	－
		管理技術者の能力 （業務全体に関する評価）	業務の全体把握	0.5	－
			工程管理（全体）	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、 協調性	0.5	－
		主任担当技術者の能力 （担当分野に関する評価）	他分野との調整	0.5	－
			工程管理	0.5	－
			取組み姿勢、責任感の強さ	0.5	－
			説明力（プレゼンテーション力）、 協調性	0.5	－
	業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度	2	－
			途中成果物の内容	2	－
		調整および説明、対応の迅速性	打合せ内容の理解、記録	1	－
			指示、協議事項への対応	1	－
		与条件の理解、業務への反映（設計提案）	与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討	1.5	－
			仕様書、基準類の理解	1.5	－
			施工に関する一般的な知識 （診断業務では評価しない）	1	－
	業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度	4	4
			成果物の内容 （積算業務、診断業務では評価しない）	4	4
			資料等の整理、指示、協議事項への対応	－	4
小計			23	12	
合計			35		

※積算業務、診断業務を単独で発注する場合は、小計、合計が異なる。

創意工夫項目	業務の実施状況	調整および説明、対応の迅速性	設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	1	－
		提案力、業務執行技術力	創意工夫、積極的な提案	1.5	－
			専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	1.5	－
	業務目的の達成度	課題への対応	物理的条件、社会的条件	2	2
			要望、コスト	2	2
小計				8	4
合計				12	

2 評定点の種別

評定点の種別は、業務評定点（総合点および基礎点）および管理技術者評定点とし、各評定点の内容は以下による。ただし、創意工夫の余地の小さい業務については、創意工夫項目の採点を行わないものとし、総合点と基礎点は同一の点数になる。

また、各機関において評価項目を追加した場合は、別途オプション点の扱いを定める必要がある。

- ① 総合点：基礎項目及び創意工夫項目の得点から求められる評定点（「瑕疵修補又は損害賠償等による減点」が行われた場合は、当該点数を減ずる。）
- ② 基礎点：基礎項目の得点から求められる評定点
- ③ 管理技術者評定点：管理技術者に係る評価項目に対する得点から求められる評定点

ここに、対象業務に関する創意工夫の余地の大小の判断基準は次による。

（創意工夫の余地の大小の判断基準）

創意工夫の余地の大きい業務は、次のいずれかを満たす業務とし、創意工夫の余地の小さい業務は、当該業務以外の業務とする。

- イ 一級建築士でなければならない設計、もしくは一級建築士又は二級建築士でなければならない設計（設計の一部のみを発注する場合を除く）
- ロ 上記イ以外の業務のうち、業務の内容が高度な知識又は高度な構想力もしくは応用力を必要とする業務

3 検査員および調査員の採点

検査員および調査員の採点は、次によるものとする。

- ① 検査員は、採点表の③検査員用により採点を行う。
- ② 総括者は、採点表の①総括者用により採点を行う。
- ③ 調査員（各分野）は、採点表の②調査員用（各分野）により採点を行う。

調査員のうち、総括的な役割を担うものを総括者、各分野のうち主たる役割を担うものを主任調査員、その他を調査員とする。ただし、各機関の実状に応じて、その名称を問わず、該当する役割を担う職員によって採点を行うことができるものとする。

4 評定点の算出

採点を行った検査員および調査員（以下「採点者」という。）の採点結果に基づき、次の方法により評定点を算出する。

- ① 業務内容に応じて、各採点者の配点比率を設定する。その際、次の考え方を参考にする。

(配点比率を設定する際の考え方)

まず、各分野の調査員の加減点数の配点比率を、合計が1.0になるように業務内容に応じて適切に設定する。次に、総括者の配点を、総括者の配点が高他の調査員のいずれの配点も下回らないような最小の比率で設定する。なお、総括者の配点比率は、小数点以下第3位を四捨五入した数値とする。各分野の検査員の配点比率については、調査員のそれと同じとする。(表－2参照)

表－2 業務内容に応じた配点比率例

※延床面積 3,000 m²の庁舎の例

業務内容		総括者	総括者以外の調査員（検査職員）						
			建築			電気		機械	
			総合	構造	積算	電気	積算	機械	積算
創意工夫の 余地の 大きい 業務 新築	設計業務（設計・積算込）＜全分野＞	0.40	0.60						
		—	0.420	0.120	0.060	0.180	0.020	0.180	0.020
	〃　　　　　＜構造分野除く＞	0.40	0.60						
		—	0.470	—	0.070	0.205	0.025	0.205	0.025
	〃　　　　　＜建築分野のみ＞	0.50	0.50						
		—	0.700	0.200	0.100	—	—	—	—
	〃　　　　　＜総合分野のみ＞	0.60	0.40						
		—	0.875	—	0.125	—	—	—	—
	〃　　　　　＜設備分野のみ＞	0.40	0.60						
		—	—	—	—	0.450	0.050	0.450	0.050
	設計業務（設計のみ）＜建築・設備分野＞	0.40	0.60						
		—	0.465	0.135	—	0.200	—	0.200	—
	〃　　　　　＜構造分野除く＞	0.45	0.55						
		—	0.540	—	—	0.230	—	0.230	—
	〃　　　　　＜建築分野のみ＞	0.55	0.45						
		—	0.780	0.220	—	—	—	—	—
積算業務（単独発注）＜建築分野のみ＞		0.55	0.45						
		—	—	—	1.000	—	—	—	—
設備改修工事の設計業務の例 （創意工夫の余地の大きい業務）		0.30	0.70						
		—	0.305	—	0.045	0.295	0.030	0.295	0.030

- ② 各採点者の項目毎の配点は、表－1の評価項目毎の配点に上記①で設定した配点比率を乗じて算出する。
- ③ 各採点者の採点結果は、採点の対象項目の配点に得点率を乗じた値を合計して算出する。
- ④ 基礎点：基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を、65点（標準点）に加算して算出する。ただし、積算業務や診断業務を単独で発注する場合には、当該合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。
- ⑤ 総合点：創意工夫項目および基礎項目に対する採点者全員の採点結果の合

計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

② 管理技術者の評定点（管理技術者に係る評価項目に対する採点者全員の採点結果の合計値を35点満点に換算した値を、65点（標準点）に加算して算出する。

③ 基礎点、総合点、管理技術者の評定点は、小数点以下四捨五入した整数とする。

【参考：評定点の算出式】

$$(\text{評定点}) = \{ (\text{対象項目に対する採点結果の合計値}) \times 35 \text{ 点} / \text{対象項目に対する配点の合計 (満点)} \} + 65 \text{ 点 (標準点)}$$

5 評価細目

評価細目については、各機関の実情に応じて微修正が可能であるが、その際、次の事項に留意する。

（評価細目を修正する上での留意事項）

- ・ 評価細目は、2細目ずつが同じ事項に関する評価を行う組とし、奇数番目の細目は「最低限満たすべき事項」として、偶数番目の細目は、「加点要素」として構成する。（このため、各組ごとに奇数番目の細目について得点した場合に限り、偶数番目の細目の得点を行うことができる。）
- ・ 各評価項目毎に、評価細目の半数の評価を得た場合に±0の評価となり評価項目に対して標準的な得点となるよう設定する。